平成２７年（フ）第１４４号
栃木県宇都宮市若草４丁目11番26号
債務者　舩越　征一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月15日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４８号
栃木県日光市板橋3199番地15
債務者　福田　直美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４９号
栃木県宇都宮市中久保２丁目４番39号　中久保ロイヤルパレス102
債務者　増元　博一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５０号
栃木県宇都宮市中久保２丁目４番39号　中久保ロイヤルパレス102
債務者　黒子　直美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第３７６号
神奈川県鎌倉市岡本1324番地　市営岡本第３住宅40号
債務者　岡田　栄一
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２９号
静岡県藤枝市岡部町三輪986番地の９、旧住所静岡県藤枝市藤岡３丁目833番地の10
債務者　永戸　　潮
1　決定年月日時　平成27年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６５号
岡山県加賀郡吉備中央町下加茂211番地１
債務者　古澤　　實
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第９７号
岡山市南区芳泉４丁目６番25号
債務者　平　　稔
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１００号
岡山市中区中島129番地７ひかりハイツ203
債務者　伴野　順子
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月26日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２１９号
東京都府中市八幡町２丁目１番地の１府中八幡町ダイヤモンドマンション404
債務者　藤田　健美
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２２８号
東京都青梅市河辺町５丁目29番地の22
債務者　岡田　和也
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１５３号
栃木県宇都宮市中岡本町4154番地　メゾン・ボア・コリーヌ102
債務者　吉葉　花代
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５４号
栃木県宇都宮市中岡本町4154番地　メゾン・ボア・コリーヌ102
債務者　吉葉　博行（旧姓髙田）
1　決定年月日時　平成27年４月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月22日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１２９号
岡山市中区藤原光町１－２－３アップルハウス藤原光町102号、住民票上の住所岡山市中区今在家225番地14
債務者　蓮尾　健太
1　決定年月日時　平成27年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１４４号
静岡市葵区鷹匠３丁目20番８号　アークバリューマスターズ303
債務者　手塚　雅範
1　決定年月日時　平成27年４月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部